

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知（以下「国通知」という。）別紙1）及び令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱（国通知別紙2）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するものほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とし、これに要する経費について、予算の範囲内で交付する。

(交付の対象)

第3条 この補助金は次の経費を交付の対象とする。

- (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業
国通知別添1に規定する経費
- (2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業
国通知別添2に規定する経費

(交付額)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

- (1) 第3条(1)の事業
国通知別添1に規定する助成額
- (2) 第3条(2)の事業
国通知別添2に規定する助成額

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の申請者は、介護サービス事業所等を運営する法人（以下「補助事業者」という。）とし、補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容の審査を行い、交付すべきと認めたときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）又は事業の内容の変更（補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない変更を除く。）をする場合には、事業内容変更承認申請書（様式第3号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、（様式第5号）に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。
- (9) 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (10) 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、知事が別に定める日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、その報告に係る補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、精算払とする。

(申請の補正が行われなかつた場合等の取扱い)

第11条 申請者の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかつたときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

(様式第1号)

令和8年3月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

(内訳)

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 | 千円 |
| 2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業 | 千円 |

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧（様式1-1）
- 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書
(事業所単位)（様式1-2）
- 振込口座情報

【申請内容に関する問い合わせ先】

申請法人住所	
部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

(様式1-1) 事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	介護保険事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる事業所・施設名	補助予定額(千円)			審査結果
							介護事業所等に対するサービス継続支援事業	介護施設等に対するサービス継続支援事業	合計	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式1-2)

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書(事業所単位)

施設概要					
介護保険事業所番号		事業所名称			
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号	担当部署名
提供サービス(ブルダウンから選択)					定員 人
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 <input type="checkbox"/> 介護施設等に対するサービス継続支援事業				

口座情報					
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座情報を本事業の振込に使用することに同意する		<input checked="" type="checkbox"/> 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請をしない場合は、左欄の <input checked="" type="checkbox"/> を外して下さい。			
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座は債権譲渡されていない		<input checked="" type="checkbox"/> 債権譲渡されている場合は、左欄の <input checked="" type="checkbox"/> を外して下さい。			
銀行口座情報シートに本事業の振込に使用する口座情報を記入		<input checked="" type="checkbox"/>			

申請にあたっての確認事項					
見積書等の根拠資料は事業所において適切に保管している。		<input checked="" type="checkbox"/>			
支出予定の費用について、重点支援交付金と重複は生じていない。		<input checked="" type="checkbox"/>			

支出予定額					
1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業				補助上限額	申請額
				千円	千円
【介護サービスを円滑に継続するための対応】					
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等			
需用費					
役務費					
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
合計					

【災害備蓄等への対応】					
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等			
需用費					
役務費					
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
合計					

2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業					
				補助上限額	申請額
				千円	千円
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等			
需用費					
役務費					
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
合計					

(注)申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

(振込口座情報)

住所

〒

—

法人名

代表者
役職名

氏名

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります。

振込先口座(注意:国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)

カナ口座名義(法人名)

※通帳に表記されているカナ口座名義を記入

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名		支店名	
金融機関コード <small>※"0"を省略せずに 必ず4桁で記入</small>		店舗コード <small>※"0"を省略せずに 必ず3桁で記入</small>	
預金種類 <small>※普通預金、当座預金、別段預 金のいずれかを記入</small>		口座番号 <small>※必ず7桁で記入。7桁未満の 場合は、頭に"0"を付けて 7桁にすること。</small>	

ゆうちょ銀行(通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入)

例)記号 12340-1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要)

番号 12345671 → 1234567 まで記入(8桁目の1は固定なので記入不要)

ゆうちょ銀行	店名		店番	
	口座番号		預金種目	
	記号	1 0		
	番号	1	※番号が8桁未満の場合は、頭に"0"を付けて8桁にすること。	

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者
役職名

氏名

電話番号

メール
アドレス

(補助事業者)

殿

山梨県知事

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続
支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった標記補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定したので、規則第7条の規定より通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業とし、その内容は交付申請書のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額 円

- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）又は事業の内容の変更（補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない変更を除く。）をする場合には、事業内容変更承認申請書（様式第3号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せざることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、（様式第5号）に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならぬ。

い。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金を他の用途に使用したとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 当該事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、知事が別に定める日までに、補助事業等実績報告書（様式第6号）に必要関係書類を添え、知事に提出すること。

(様式第3号)

令和8年3月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に係る
変更承認申請書

令和 年 月 日付け健長第 号により補助金の交付の決定を受けた標記の事業を
次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

既交付決定額 : [REDACTED] 千円
変更承認申請額 : [REDACTED] 千円

(内訳)

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 | 千円 |
| 2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業 | 千円 |

(添付書類)

- 事業所・施設別申請額一覧 (様式3-1)
- 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書
(事業所単位) (様式3-2)

【申請内容に関する問い合わせ先】

申請法人住所		
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(様式3-1)事業所・施設別申請額一覧

No.	事業所・施設名	介護保険事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる事業所・施設名	補助予定額(千円)			審査結果
							介護事業所等に対するサービス継続支援事業	介護施設等に対するサービス継続支援事業	合計	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

(注)行が不足する場合には、「本申請書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式3-2)

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書(事業所単位)

施設概要					
介護保険事業所番号		事業所名称			
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号	担当部署名
提供サービス(ブルダウンから選択)					定員 人
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 <input type="checkbox"/> 介護施設等に対するサービス継続支援事業				

口座情報					
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座情報を本事業の振込に使用することに同意する		<input checked="" type="checkbox"/> <small>介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請をしない場合は、左欄の✓を外して下さい。</small>			
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座は債権譲渡されていない		<input checked="" type="checkbox"/> <small>債権譲渡されている場合は、左欄の✓を外して下さい。</small>			
銀行口座情報シートに本事業の振込に使用する口座情報を記入		<input checked="" type="checkbox"/>			

申請にあたっての確認事項					
見積書等の根拠資料は事業所において適切に保管している。		<input checked="" type="checkbox"/>			
支出予定の費用について、重点支援交付金と重複は生じていない。		<input checked="" type="checkbox"/>			

支出予定額			
1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業			補助上限額 申請額 千円 千円
【介護サービスを円滑に継続するための対応】			
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等	
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
合計			

【災害備蓄等への対応】		
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業			補助上限額 申請額 千円 千円
科目	所要額(円)	用途・品目・数量等	
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
合計			

(注)申請額は、補助上限額と所要額を比較していずれか低い方の額が入力される。

(様式第4号)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業
(中止・廃止) 承認申請書

令和〇年〇月〇日付、健長第〇号で交付決定のあったことについて次の理由により事業計画を(中止・廃止)したいので、令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止の内容

山梨県知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け健長第 号により交付決定があつた令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金について、令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱第7条(7)に規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 額の確定額

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

5 添付書類

(記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付してください。)

報告法人住所		
部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

(様式第6号)

令和 年 月 日

(都道府県) 知事 殿

(法人名)
(役職・代表者名)

令和7年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に係る事業実績報告書

標記の補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

交付決定額	：	千円
実績額	：	千円
返還額	：	千円

(実績額内訳)

1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業	千円
2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業	千円

(添付書類)

1 事業所・施設別清算額一覧 (様式6-1)
2 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書 (事業所単位) (様式6-2)

【報告内容に関する問い合わせ先】

報告法人住所	
部署名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

(様式6-1)事業所・施設別清算額一覧

No.	事業所・施設名	介護保険事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる事業所・施設名	交付決定額(千円)			実績額(千円)			差引額(千円)			審査結果
							介護事業所等に対するサービス継続支援事業	介護施設等に対するサービス継続支援事業	合計	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	介護施設等に対するサービス継続支援事業	合計	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	介護施設等に対するサービス継続支援事業	合計	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

(注)行が不足する場合には、「本報告書の使い方」に従って、行を追加すること。列の挿入は絶対に行わないこと。

(様式6-2)

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書(事業所単位)

施設概要				
介護保険事業所番号		事業所名称		
所在地	都道府県名	住所	連絡先	電話番号
				担当部署名
提供サービス(ブルダウンから選択)				
事業区分	<input type="checkbox"/> 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 <input type="checkbox"/> 介護施設等に対するサービス継続支援事業			

口座情報				
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	<input checked="" type="checkbox"/>	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請をしない場合は、左欄の <input checked="" type="checkbox"/> を外して下さい。		
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に使用する口座は債権譲渡されていない	<input checked="" type="checkbox"/>	債権譲渡されている場合は、左欄の <input checked="" type="checkbox"/> を外して下さい。		
銀行口座情報シートに本事業の振込に使用する口座情報を記入	<input checked="" type="checkbox"/>			

報告にあたっての確認事項				
領収書、レシート等の根拠資料は事業所において適切に保管している。	<input checked="" type="checkbox"/>			
支出した費用について、重点支援交付金と重複は生じていない。	<input checked="" type="checkbox"/>			

支出済額			
1. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業		交付決定額	実績額
		千円	千円
【介護サービスを円滑に継続するための対応】			
科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等	
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
合計			

【災害備蓄等への対応】			
科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等	
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
合計			

2. 介護施設等に対するサービス継続支援事業		交付決定額	実績額
		千円	千円
科目	支出済額(円)	用途・品目・数量等	
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
合計			

(注)差引額は、交付決定額と清算額を比較して交付決定額が大きい場合(返還が生じる場合)に表示される。

(様式第 7 号)

番号
令和 年 月 日

(補助事業者) 殿

山梨県知事

令和 7 年度山梨県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続
支援事業費補助金額の確定通知書

令和 年 月 日付け健長第 号により交付決定した標記補助金の交付額
について、山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり確定したの
で通知します。

確定額 金 円

精算払額 金 円